

議決内容の一部変更について（那覇・南風原クリーンセンター基幹的設備改造工事）

次のとおり議決内容の一部を変更する。

令和2年2月7日提出

那覇市・南風原町環境施設組合

管理者 城間幹子

1 議決事件名 工事請負契約について（那覇・南風原クリーンセンター基幹的設備改造工事）
(平成28年8月5日同意)

(1) 契約の目的 那覇・南風原クリーンセンター基幹的設備改造工事

(2) 契約の相手方

請負者 住所 福岡市博多区博多駅東二丁目7番27号

商号 JFEエンジニアリング株式会社九州支店

氏名 支店長 大賀隆宏

2 変更する事項 契約金額

(1) 既決金額 4,889,500,000円

(2) 変更する金額 5,065,500,000円

(提案理由)

那覇・南風原クリーンセンター基幹的設備改造工事について、議決内容の一部を変更するため、この案を提出する。

令和2年2月7日 原案可決
那覇市・南風原町環境施設組合議会
議長 喜舎場 盛三



工事請負変更仮契約書



那覇市
南風原町環境施設組合
管理者印



- 1 工事名称 那覇・南風原クリーンセンター基幹的設備改造工事
- 2 工事場所 南風原町字新川 650 番地（那覇・南風原クリーンセンター内）
- 3 変更工期 自 平成二年一月一日
至 令和二年一月一日
- 4 請負増減額 ¥176,000,000- (増額)
うち消費税及び地方消費税の額 ¥16,000,000-
(注) 消費税及び地方消費税の額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに
地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出。
- 5 変更内容 別途設計図書及び工事設計変更協議書のとおり

上記工事について、発注者那覇市・南風原町環境施設組合と請負者JFEエンジニアリング株式会社九州支店とが、平成28年8月5日に締結した工事請負契約の一部を上記のとおり変更するので、工事変更請負仮契約を締結する。ただし、変更契約についても当初の契約に記載された条項を遵守するものとする。

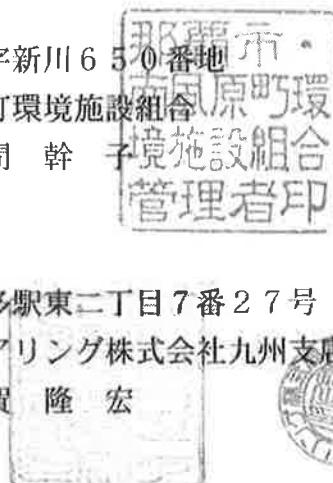
この仮契約書は、当該契約について那覇市・南風原町環境施設組合議会の同意議決を得たときに、その議決の日をもって本契約に切り替わるものとする。この場合管理者は、議決のあった旨を遅滞なく請負者に通知するものとする。

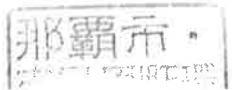
この契約の証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自がその1通を所持する。

令和2年1月10日

発注者 沖縄県南風原町字新川650番地
那覇市・南風原町環境施設組合
管理者 城間幹子
環境施設組合
管理者印

請負者 福岡市博多区博多駅東二丁目7番27号
JFEエンジニアリング株式会社九州支店
支店長 大賀隆宏





工事変更請負仮契約書

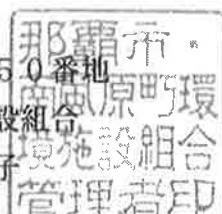
- 1 工事名称 那覇・南風原クリーンセンター基幹的設備改造工事
- 2 工事場所 南風原町字新川 650番地（那覇・南風原クリーンセンター内）
- 3 変更工期 自 平成二年一月一日
至 令和二年一月一日
- 4 請負増減額 ￥137,500,000-（増額）
うち消費税及び地方消費税の額 ￥12,500,000-
- (注) 消費税及び地方消費税の額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出。
- 5 変更内容 別途設計図書及び工事設計変更協議書のとおり

上記工事について、発注者那覇市・南風原町環境施設組合と請負者JFEエンジニアリング株式会社九州支店とが、平成28年8月5日に締結した工事請負契約の一部を上記のとおり変更するので、工事変更請負仮契約を締結する。ただし、変更契約についても当初の契約に記載された条項を遵守するものとする。

この仮契約書は、当該契約について那覇市・南風原町環境施設組合議会の同意議決を得たときに、その議決の日をもって本契約に切り替わるものとする。この場合管理者は、議決のあった旨を遅滞なく請負者に通知するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自がその1通を所持する。

令和元年 6月14日

発注者 沖縄県南風原町字新川 650番地
那覇市・南風原町環境施設組合
管理者 城間幹子


請負者 福岡市博多区博多駅東口1丁目7番27号

J.FEエンジニアリング株式会社九州支店

支店長 大賀隆宏


工事請負仮契約書

1 工事名称 那覇・南風原クリーンセンター基幹的設備改造工事

2 工事場所 南風原町字新川650番地(那覇・南風原クリーンセンター内)

3 工期
自 議決の日
至 平成33年3月31日まで

4 請負代金額 ¥4,752,000,000-

うち消費税及び地方消費税の額 ¥352,000,000-

(注)消費税及び地方消費税の額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに
地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出。

5 契約保証金 那覇市・南風原町環境施設組合契約規則(平成19年規則第5号)
第4条第1項第3号の規定に基づき、免除する。

6 前金払 適用あり。詳細は那覇市・南風原町環境施設組合工事請負契約約款に定める。

7 部分払 適用あり。詳細は那覇市・南風原町環境施設組合工事請負契約約款に定める。

上記工事について、発注者那覇市・南風原町環境施設組合と請負者 JFE エンジニアリング株式会社九州支店とは、那覇市・南風原町環境施設組合工事請負契約約款に基づき、各々対等の立場における合意により、工事請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この仮契約書は、当該契約について那覇市・南風原町環境施設組合議会の同意決議を得たときに、その議決の日をもって本契約に切り替わるものとする。この場合管理者は、議決のあった旨を遅滞なく請負者に通知するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自がその1通を所持する。

平成28年7月19日

発注者 沖縄県南風原町字新川650番地
那覇市・南風原町環境施設組合
管理者 城間幹子印

請負者 福岡市博多区博多駅東二丁目7番27号
JFE エンジニアリング株式会社九州支店
支店長 有賀守印